

り、同所から同所から方位0度の方向に引いた直線を北進し霧多布島海岸線との交点に至り、同所から同海岸線を東進し同島の南東端に至り、同所から同所と鯨暮島との北東端とを結ぶ直線を南西に進み同島の北東端に至り、同所から同島の海岸線を南進し同島の南西端に至り、同所から方位270度の方向に引いた線を西進し字琵琶瀬の海岸線に至り、同所から同海岸線を西進し字琵琶瀬738-1番地の南端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み道道別海岸線の道路敷地界との交点に至り、同所から同境界線を東進し琵琶瀬718番地の南西端から方位180度の方向に引いた直線との交点に至り、同所から同直線を北進し同番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字717番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字716番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字715番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を東進し同字716番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し字琵琶瀬476-1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し字霧多布湿原6002-16番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し字霧多布湿原6005-16番地と字琵琶瀬476-1番地との境界線を延長した線を北東にすすみ琵琶瀬大沼川左岸との交点に至り、同所から同川左岸を東進し琵琶瀬川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を北進し字霧多布25番地と同字26番地との境界線を延長した線との交点に至り、同所から同線を東進し同字121番地と泥川右岸との交点に至り、同所から字仲の浜120番地の南側境界線を延長した線を東進し起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日

(H24. 9. 28 環境省告示第137号[特保 環境省告示第138号])

《12》① **風蓮湖鳥獣保護区** 8,139ha[特保6,507ha][集団渡来地]

② 北海道根室市東梅の春国岱橋西側境界線の南端と風蓮湖汀線との交点を起点とし、同所から同汀線を南西に進み第1東梅川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南進し国道44号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を南西に進み川口94-1番地の東側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同91-1番地の西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し同79-1番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同79-6番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み同79-5番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北西に進み風蓮湖汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み野付郡別海町本別海9-11番地の東側境界線の延長線との交点に至り、同所から同延長線を北進し国道244号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を東進し同9-58番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み同9-63番地の境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み国道244号の道路敷地界との交点に至り、同所から同道路敷地界を北東に進み西別川右岸との交点に至り、同所から同川右岸を南東に進みオホーツク海汀線との交点に至り、同所から同汀線を南東に進み同町走古丹の東端に至り、同所から同所と根室市春国岱の西端とを結んだ直線を南進し同市春国岱の西端に至り、同所からオホーツク海汀線を北東に進み春国岱橋西側境界線との交点に至り、同所から同境界線を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域 [特保]風蓮湖鳥獣保護区のうち、北海道根室市川口、東梅及び酪陽の区域(風蓮湖河川敷地を除く。)、野付郡別海町走古丹及び本別海の区域並びに平成31年11月農林水産省告示第1360号により指定された走古丹漁港の区域を除いた区域

③ 平成25年7月24日～平成45年7月23日

(H25. 7. 22 環境省告示第68号[特保 環境省告示第69号])

《13》① **宮島沼鳥獣保護区** 41ha[特保41ha][集団渡来地]

② 北海道美瑛市宇大富所在の美瑛市所有地の一部 [特保]宮島沼鳥獣保護区全域

③ 令和4年11月1日～令和24年10月31日

(R4. 10. 31 環境省告示第80号[特保 環境省告示第81号])

《14》① **野付半島・野付湾鳥獣保護区** 6,146ha[特保6,053ha][集団渡来地]

② 北海道標津郡標津町字茶志骨871番の西端を起点とし、同所から同番の境界線を東進し同町字茶志骨893番の南端に至り、同所から同番の境界線を北東に進み道道野付風蓮公園線との交点に至り、同所から同道路を東進し同町と野付郡別海町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を北進し海岸線との交点に至り、同所から海岸線を東進し野付崎灯台の中心と同町字野付151の1番の南端を結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し同町字野付151の1番の南端に至り、同所から同町所在根釧東部森林管理署1104林班の林班界を北進及び西進しポッコ沼岬の西端に至り、同所から同所と一本松岬の西端を結ぶ線を西進し同所に至り、同所から同所と喜楽岬の西端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と同町字尾岱沼7の45番の南端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から道有林の境界線を西進し国道244号との交点に至り、同所から同道路を北進し同町字尾岱沼8の91番の南西端に至り、同所から同番と河岸線との境界線を北進し春別川河口左岸に至り、同所から海岸線を9697メートル北進した点に至り、同所から同所と標津郡標津町字茶志骨871番のボンノウシ地区の南端を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から同番の境界線を西進し起点に至る線により囲まれた区域(昭和26年6月農林省告示第243号により指定された尾岱沼漁港の区域を除く。)[特保]野付半島・野付湾鳥獣保護区のうち、北海道標津郡標津町字茶志骨地番871番の西端を起点とし、同所から同番の境界線を東進し同町字茶志骨893番の南端に至り、同所から同番の境界線を北東に進み道道野付風蓮公園線との交点に至り、同所から同道路を東進し野付郡別海町字野付154の1番の公衆用道路との交点に至り、同所から同道路を南進し野付崎灯台の中心と同町字野付151の1番の南端を結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線の西進し同町字野付151の1番の南端に至り、同所から同町所在根釧東部森林管理署1104林班の林班界を北進及び西進しポッコ沼岬の西端に至り、同所から同所と一本松岬の西端を結ぶ線を西進し同所に至り、同所から同所と喜楽岬の西端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と同町字尾岱沼7の45番の南端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から道有林の境界線を西進し国道244号との交点に至り、

同所から同道路を北進し同町字尾岱沼8の91番の南西端に至り、同所から同番と河岸線との境界線を北進し春別川河口左岸に至り、同所から海岸線を9697メートル北進した点に至り、同所から同所と標津郡標津町字茶志骨871番のボンノウシ地区の南端を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から同番の境界線を西進し起点に至る線により囲まれた区域(野付郡別海町字野付63の12番の国有地の貸付地、同町所在根釧東部森林管理署1103林班イ1小班及びロ小班の区域並びに昭和26年6月農林省告示第243号により指定された尾岱沼漁港の区域を除く。)

③ 平成17年11月1日～平成37年10月31日

(H17. 10. 20 環境省告示第104号[特保 環境庁告示第105号])

【道指定鳥獣保護区】

【空知総合振興局管内】

- 《1》① **清水の沢鳥獣保護区** 545ha〔特保43ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 夕張市に所在する国有林空知森林管理署2031林班から2039林班までの区域
〔特保〕道指定清水の沢鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署2033林班い1、い2、ロの各小班の区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日（R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕）

- 《2》① **シューパロ鳥獣保護区** 315ha〔特保49ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 夕張市に所在する国有林空知森林管理署1001林班から1004林班までの区域
〔特保〕道指定シューパロ鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署1002林班の区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日（R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕）

- 《3》① **第二シューパロ鳥獣保護区** 547ha〔特保98ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 夕張市に所在する国有林空知森林管理署1270林班、1271林班、1301林班並びにシューパロ湖のうち国有林空知森林管理署1271林班の西南端と対岸1391林班の東北端を直線で結んだ線以北、1004林班の東北端と対岸1268林班の西端を直線で結んだ線以南の区域
〔特保〕道指定第二シューパロ鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署1301林班の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号〔特保 第803号〕）

- 《4》① **栗山桜丘鳥獣保護区** 79ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 夕張郡栗山町桜丘1丁目97番1及び2、109番1及び2、141番1、桜丘2丁目38番16、17及び23、39番3、150番、152番、156番1及び3、159番1から11まで、160番1から3まで、161番、162番、164番1から7まで、165番1及び2、166番地、167番1、168番から171番まで、桜丘3丁目118番1、119番1、120番、121番1、127番1、149番1並びに宇湯地20番1及び2、21番1、22番28から31までの区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日（H16. 9. 28 第816号）

- 《5》① **利根別鳥獣保護区** 364ha〔特保35ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 岩見沢市に所在する国有林空知森林管理署41林班の区域
〔特保〕道指定利根別鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署41林班い4、ろ及びチの各小班の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日（H16. 9. 28 第816号〔特保 第817号〕）

- 《6》① **柏町鳥獣保護区** 405ha〔森林鳥獣生息地〕
② 三笠市柏町935番1番及び936番の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日（H16. 9. 28 第816号）

- 《7》① **東明鳥獣保護区** 39ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 美瑛市宇美町1726番3、2665番4、2666番1、2484番1、2、同市宇美町及茶志内1748番2、1749番、1751番24、同市宇美町バンノ沢2373番1、6、13から15、19、21の区域
③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日（R3. 9. 28 第631号）

- 《8》① **赤川鳥獣保護区** 411ha〔森林鳥獣生息地〕
② 樺戸郡月形町赤川11548番1、2、4から6までに所在する月形町有林23林班から26林班（同林班21、22、36、37小班を除く。）までの区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号）

- 《9》① **惣領真布鳥獣保護区** 430ha〔森林鳥獣生息地〕
② 芦別市に所在する国有林空知森林管理署4132林班から4135林班まで及び4139林班の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号）

- 《10》① **金剛沢鳥獣保護区** 646ha〔特保103ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 芦別市に所在する国有林空知森林管理署4016林班から4023林班までの区域
〔特保〕道指定金剛沢鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署4020林班の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日（H16. 9. 28 第816号〔特保 第817号〕）

- 《11》① **旭鳥獣保護区** 413ha〔森林鳥獣生息地〕
② 芦別市に所在する国有林空知森林管理署3165林班から3168林班まで、3171林班から3173林班までの区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日（R4. 9. 30 第513号）

- 《12》① **芦別鳥獣保護区** 20ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 芦別市旭町641番地の1から6まで及び10の区域
③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日（H20. 9. 30 第623号）

- 《13》① **幌岡鳥獣保護区** 582ha〔森林鳥獣生息地〕
② 赤平市幌岡町507番1に所在する赤平市有林29林班から33林班までの区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号）

- 《14》① **オシラリカ鳥獣保護区** 490ha〔森林鳥獣生息地〕
② 雨竜郡雨竜町に所在する町有林尾白利加団地2林班から7林班までの区域及び空知地区森林計画区尾白利加3林班11から13まで、15から18までの各小班、5林班11、12小班、6林班18小班の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日（H17. 9. 30 第716号）

- 《15》① **雨竜沼鳥獣保護区** 624ha〔特保108ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 雨竜郡雨竜町に所在する道有林空知管理区258林班1、2、99小班の区域
〔特保〕道指定雨竜沼鳥獣保護区のうち、道有林空知管理区258林班1小班の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日（H17. 9. 30 第716号〔特保 第717号〕）

- 《16》① **恵岱別鳥獣保護区** 427ha〔特保47ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 雨竜郡北竜町に所在する国有林空知森林管理署北空知支署446林班のうちいからる及びいからハの各小班、448林班並びに449林班の区域
〔特保〕道指定恵岱別鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署北空知支署446林班い小班の区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日（R5. 9 告示予定）

- 《17》① **鷹泊鳥獣保護区** 827ha〔特保47ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 深川市に所在する国有林空知森林管理署北空知支署101及び107から109林班の区域並びに道鷹泊ダム管理事務所管理の鷹泊貯水池の区域
〔特保〕道指定鷹泊鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署北空知支署107林班と小班及び108林班ち小班の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日（H16. 9. 28 第816号〔特保 第817号〕）

- 《18》① **深川丸山鳥獣保護区** 11ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 深川市一己町宇一己2400番15、2527番1、8、150、151、152の一部、154、2550番3及び2550番49から51までの区域
③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日（H24. 9. 28 第583号）

- 《19》① **峰延鳥獣保護区** 1ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 美瑛市宇峰延3027番の区域
③ 平成29年10月1日～平成39年9月30日（H29. 9. 29 第570号）

- 《20》① **舞鶴遊水地鳥獣保護区** 207ha〔希少鳥獣生息地〕
② 夕張郡長沼町に所在する舞鶴遊水地（夕張郡長沼町字馬追原野1395番22、1395番25、1395番113、1396番88、4831番2、4846番2、4847番、4855番、4860番、4861番、4864番2、4872番2、4873番から4880番、4882番1から3、4883番、4884番2、4885番2、4886番から4889番、4890番2、4891番、4895番、4898番、4916番2、4930番、4932番2、4934番から4936番、4937番1、4940番1、3、4953番2、4956番、4958番、4980番2、4981番から4983番、4984番2、4988番、4990番、4991番2、4992番2、4993番2、4994番、4996番2、4997番から4999番、5001番、5002番、5003番1、2、5006番2、5008番1、5010番、5011番、5013番から5017番、5022番2、5024番から5026番、5028番、5030番、5032番、5035番2、5037番から5042番、5044番、5047番2、5049番から5053番、5056番2、5057番、5059番2、5060番から5064番、5067番3、4、5069番1、2、4、5070番1、2、5074番、5076番から5079番、5081番、5083番、5084番、5087番、5094番から5096番、5098番、5099番、5102番、5105番、5108番、5110番から5112番、5114番から5116番、5118番、5119番、5121番から5123番、5125番、5128番から5130番、5133番、5135番1から3、5137番1から3、5140番、5142番1、5541番3、4、5542番、5543番2、5544番から5548番、5549番1から3、5550番から5558番、5559番1から3、5569番1、2、5570番1、2、5571番1、2、5572番、5573番1から3、5574番1から3、5575番1、2、5576番1、2、5577番1、2、5578番1、2、5579番1、2、5580番、5581番1から3、5582番1、2、5583番1、2、5584番1、2、5585番から5588番、5589番1、2、5590番1、2、5591番1、2、5592番1、2、5593番1、2、5594番1、2、5595番、5596番3、5600番1から3、5601番1、2、5602番1、2、5603番1、2、5604番1、2、5605番1から3、5606番3から5、5607番から5610番、5611番1、2、5612番1から3、5613番から5617番、5618番1、2、5619番1、2、5620番から5622番、5623番1から3、5624番1、2、5625番1、2、5626番1、2、5627番1、2、5628番1、2、5629番1、2、5630番1、2、5631番3、5632番1、2、5633番1から3、5634番1、2、5635番1、2、5636番1、2、5637番1、9379番、9380番、9384番、9388番）の区域
③ 令和2年10月1日～令和22年9月30日（R2. 9. 30 第602号）

【石狩振興局管内】

- 《21》① **定山溪鳥獣保護区** 1,660ha〔森林鳥獣生息地〕
② 札幌市南区に所在する国有林野石狩森林管理署1045林班と1046林班との境界線と豊平川との交点を起点とし、この点から豊平川河川敷地界を南西に進み2084林班と2085林班との境界線の東端に至り、この点から同境界線を北西に進み2084林班、2083林班、2082林班及び2081林班を含む境界線を順次進み2080林班と同市同区定山溪748番1の私有地との境界線の北端に至り、この点から見通して2003林班と2005林班との境界線の南端に至り、この点から同境界線を北東に進み2003林班、2004林班、2002林班、2001林班及び2536林班を含む境界線を順次進み2535林班と2536林班との境界線の北端に至り、この点から見通して2442林班と2443林班との境界線の南端に至り、この点から東に進み2442林班、2441林班、2440林班、2302林班、2301林班、1054林班、1050林班、1049林班、1048林班、1046林班を含む境界線を順次進み起点に至る線に囲まれた区域
③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日（H23. 9. 30 第603号）

- 《22》① **円山・藻岩鳥獣保護区** 335ha〔森林鳥獣生息地〕
② 札幌市に所在する円山原始林及び藻岩原始林（いずれも国指定の天然記念物）の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日（H18. 9. 29 第802号）

- 《23》① **真駒内緑ヶ丘鳥獣保護区** 144ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 札幌市真駒内17番の1、17番の453から455まで、17番の827、17番の989、及び17番の994から997までの区域